

# BTMU

## CHINA WEEKLY

### トピックス:「加工貿易禁止目録」の発表と日系企業への影響について

「加工貿易」の禁止に関する通知が立て続けに発表され、日系企業への影響が懸念されている。直近では、11月1日付で商務部、税関総署等から「加工貿易禁止類商品目録」が公布されている。ここで言う「加工貿易」とは、原材料・部品を保税で輸入し加工した製品を輸出する行為を指し、「加工貿易禁止」とは、こうした保税加工貿易を禁止することを意味しており、輸入原材料の加工輸出そのものを禁止するものではない。

ところが、地域によっては「加工貿易禁止目録」に掲載されている商品の輸入自体を禁止したり、来料加工(\*1)を行う企業に対して輸入時に増値税を先払いさせる等、「加工貿易禁止」の解釈と運用が異なるケースが起きたり、関連通知を公布する当局が毎回異なり、一連の「加工貿易禁止目録」の内容に連続性が欠けるために現場で混乱が見られる例もあるようだ。

\*1: 外国企業が中国の加工貿易企業に無償で原材料を提供し、加工された製品を全量無償で引き取り、外国企業は中国側へ加工賃を支払う加工貿易の一形態。

「加工貿易」が禁止された場合の具体的な影響としては、保税「加工貿易」が前提となっている来料加工を行う外国企業では来料加工が行えなくなる為に、現地法人を設立して一般貿易方式(\*2)による対応への切り替え検討が必要となり、また既に現地法人で保税「加工貿易」を行っていた企業も一般貿易方式に変更することになり、その結果原材料輸入時の関税と増値税のコスト負担増に繋がる。

\*2: 原材料輸入時に関税と増値税を支払う方式。原材料を輸入、製品を国内販売する場合、当該方式に該当。

翻って、日系企業への影響の範囲について見ると、華南地区では段ボール等紙製品、華東地区では銅線等の銅関連製品、木製品、華北地区では木材、家具等木製品の保税加工貿易企業に既に影響が出ているとの情報が聞かれるが、全体的には禁止商品を取り扱う日系の加工貿易企業は少なく、現状では影響は限定的なものに留まると見る向きもある。

但し、一連の通知の背景には、環境保護・省エネルギー対応、産業構造の高度化、輸出抑制による貿易摩擦の回避等の様々な内外要因が控えており、また直近の関連公告においても「今後、機動的に禁止目録の調整を行う」としていることから、「加工貿易」政策については引き続き注意を払う必要がありそうだ。

以上

( \* 詳細は本号の「EXPERT VIEW」をご参照ください。 )

#### <最近発表された「加工貿易の禁止」に係わる通知>

- ◇「商務部、税関総署、国家環境保護局公告[2005]第105号<加工貿易禁止目録>貿易禁止類目録」(05.12.11 公布、06.01.01 実施): 高エネルギー消費、高汚染型を中心に加工貿易禁止商品を追加指定。加工貿易の禁止方式を輸入禁止と輸出禁止に分類し、輸入原材料が前者に該当するか、加工製品が後者に該当する場合は保税による加工貿易を禁止。
- ◇「一部商品の輸出税還付率調整及び加工貿易禁止類商品目録増補に関する通知」(財税[2006]139号)(06.09.14 公布、06.09.15 実施): 輸出の増値税還付率の引下げと増値税還付の廃止。増値税還付廃止品目については、「加工貿易禁止目録」に追加。
- ◇「一部商品の輸出税還付率調整の関連問題に関する補充通知」(財税[2006]145号、06.09.29 公布): 139号通知の還付率調整対象品目の一部に対して、還付率の再度変更、商品分類を変更。139号通知実施前に輸出の増値税還付が廃止され「加工貿易禁止目録」に追加された品目のリストを公表。
- ◇「商務部、税関総署、国家環境保護総局公告 2006 年第 82 号<加工貿易禁止類商品目録>」(06.11.01 公布、06.11.22 実施): 139号通知に基づき、「加工貿易禁止類商品目録」を制定。11月22日以降、新たに加工貿易禁止とされるものは82号の目録、既に禁止され11月22日以降も引き続き禁止されるものは105号(除く農業、石炭)の目録に従うものと思われる。  
\* 上記通知の邦訳は、別添URLからアクセスが出来ます。

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### ●発改委:今後5年間GDP年間成長率は約7.5%

国家発展改革委員会(以下、発改委)は30日、今後5年間の中国のGDP年間成長率は年7.5%となり、2010年のGDP総額は3兆2千億米ドルに達するだろうとした。また、「11.5 規画」期間中の、都市部新規雇用と農村部からの移動労働者はいずれも4,500万人に達し、所得分配制度の改善により2010年までに、都市住民の一人当たり所得は2005年の10,493元から13,390元に増加し、農村部住民の一人当たり収入は3,255元から4,150元に増加するだろうと予測している。

### ●1-9月新卒、再雇用者数は1,423万人に

労働社会保障部は中国の就業状況について発表、1-9月の都市部新規雇用(新卒、再雇用)は1,423万人で9月の失業率は4.1%となった。うち、新卒については1-9月で932万人となり、通年目標の104%となった。また、レイオフ者の再雇用は392万人で、通年目標の78%となった。また、高齢者などを含む就職困難者の再就職については99万人となり、通年目標をほぼ達成した。

## 2. 産業

### ●発改委:第3四半期主要都市不動産価格を発表

発改委、国家統計局によると、第3四半期の全国主要都市の不動産価格は前年同期比5.5%上昇し、第2四半期の5.7%増より、伸び幅は0.2ポイント低下。建設部不動産司関係者は、不動産市場引き締め策の効果は現われ始めているものの、依然不安定要素を残しており、一部地域の価格上昇圧力は依然として強いと指摘した。値上がりが顕著であったのは深圳、北京、大連、フフホトとアモイの5都市で、それぞれ12.8%、9.7%、8.5%、8.9%、8.3%、8.0%の上昇。一方、値下がりがしたのは上海のみで下げ幅は1.1%。

<2006年第3四半期全国主要都市不動産販売価格指数表>

| 地区  | 不動産販売価格<br>指数 | 新規住宅      | 中古住宅      |
|-----|---------------|-----------|-----------|
|     | 前年<br>同月比     | 前年<br>同月比 | 前年<br>同月比 |
| 全国  | 105.5         | 106.7     | 104.5     |
| 北京  | 109.7         | 110.9     | 110.1     |
| 上海  | 98.9          | 97.7      | 101.3     |
| 広州  | 106.2         | 108.3     | 103.0     |
| 深セン | 112.8         | 112.3     | 113.3     |

(前年同期不動産価格は100とする)

## 3. 貿易・投資

### ●マレーシアの液化天然ガスを上海に供給

上海液化天然ガス有限責任公司(上海LNG)とマレーシアLNGティガ社は液化天然ガス(LNG)の供給に関する契約を締結した。これによりマレーシアはオーストラリアに続き中国への天然ガスの輸出国となる。契約期間は25年で、2009年から上海へLNG供給を開始する予定。年間供給量は当初の110万トンから2012年以降に300万トンに増加させる計画。契約総額は250億米ドル。上海LNGは、中能集団と中国海洋石油総公司傘下の中海石油天然ガス発電有限公司の共同出資で設立された会社で、双方がそれぞれ55%、45%を出資している。一方、マレーシアLNGティガ社は国営石油ペトロナスの子会社であり、LNGの年間生産量は2,300万トン。

## 4. 金融・為替

### ●人民銀行3回目の預金準備率引上げを発表

3日、中国人民銀行は商業銀行の預金準備率を0.5%引上げると発表、準備率は本件後、大手国有銀行・株式制商業銀行が9.0%、都市部の信用組合を含む小規模銀行が9.5%となる。実施は15日。人民銀行は7月5日と8月15日に、それぞれ0.5%の預金準備率引き上げを実施している。国際収支黒字を背景に国内金融市場に流れ込む資金を吸収することが目的とされている。

### ●国有投資会社 匯金会社の位置付けを見直すべき

中央匯金投資有限公司(匯金公司)は2003年12月設立の国有投資会社で外貨準備の運用などを担っている。今般、人民銀行副行長が、同社はTemasek Holdings(シンガポール政府系持ち株会社テマセク・ホールディングス)を参考に、金融持株会社としての位置づけを明確化すべきではないかと述べた。同社は外貨準備による大手銀行への資本注入の方針に従い、中国銀行、建設銀行と工商銀行の3大国有銀行を含め、多くの銀行、証券会社に出資しており、国有商業銀行の株式制移行やコーポレートガバナンスの確立、戦略的投資家の導入、上場にも重要な役割を果たした。上記3銀行の株式(純資産価値6,235億元、市場価値15,191.8億元)保有は同社に大きな含み益をもたらしたとされる。今後、同社は国有銀行の主要株主として、出資者機能を発揮し、投資した金融機関の発展計画策定に積極的に関与すべきとの意見が提示された。

# EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社  
国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、10 月下旬から 11 月初旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。

|                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[規則]<br/>○「商務部のサービスのアウトソーシング“千百十工程”実施に関する通知(商資発[2006]556 号、2006 年 10 月 16 日発布)</p> <p>●「国务院関税税則委員会の一部商品輸出入暫定税率の調整に関する通知」(税委会[2006]30 号、2006 年 10 月 27 日発布、同年 11 月 1 日実施)</p> <p>●「商务部、税関総署、国家環境保護総局公告 2006 年第 82 号(加工貿易禁止類商品目録)」(2006 年 11 月 1 日発布、同年 11 月 22 日実施)</p> | <p>対外的な IT アウトソーシング(ITO)と業務改革アウトソーシング(BO)の振興のための施策に関する通知</p> <p>資源・エネルギー製品などの輸出入税税率の調整に関する通知(詳細は下記をご参照。)</p> <p>輸出還付取消に伴う加工貿易禁止に関する通知(詳細は下記をご参照。)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ●「加工貿易禁止類商品目録」が発布される

9 月 15 日から、「一部商品の輸出税還付率調整及び加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知」(財税[2006]139 号)により、広範な産品の輸出に対する増値税の還付率が調整され、合わせて輸出還付を取り消し品目については、以前に取り消した分を含めて加工貿易を禁止するとされたが、この加工貿易禁止に関する表中の 82 号公告が発布され、具体的な「加工貿易禁止類商品目録」804 品目(税関商品分類 HS コード 10 桁)が示された。(82 号公告の日本語訳は、別添 URL をご参照。)

この目録には、品目によって加工貿易での輸出を禁止するもの、輸入を禁止するもの、輸出入ともに禁止するものという注釈が付いている。輸出・輸入自体が禁止ということではなく、加工貿易として保税での輸出・輸入を認めないということで、一般貿易の形で輸入関税・増値税を支払って輸入し、また輸入増値税の控除・還付を受けずに輸出することは可能、という意味である。(注)

財税[2006]139 号通知(以下、139 号通知)では 9 月 15 日から実施するとされていたが、82 号公告では 11 月 22 日から実施するとされ、同日までに商務部門の加工貿易業務認可を受けた企業はその有効期間内、同じく税関から企業を単位としてネットワーク管理を受ける企業(注:加工貿易契約毎にネットワーク管理を受ける企業と異なる)については 2007 年 11 月 22 日までに、それぞれ完了することとされている。

この意味するところは、82 号公告の商品目録に記載される品目で加工貿易を行う場合、一般の企業(税関のネットワーク管理を受ける企業以外)は 11 月 22 日までに商務部門の認可を受ければ、その有効期間内は保税が適用されるということで、これより前に加工貿易が禁止された品目については、従前どおり保税が適用されないと見られる。

ここで問題となるのが、139 号通知に関連する、「財政部、税関総署、国家税務総局の一商品輸出還付率調整問題に関する補充通知」(財税[2006]145 号、2006 年 9 月 29 日発布)である。財税[2006]145 号通知(以下、145 号通知)では、139 号通知で、輸出還付を取り消した品目については以前の分を含めて加工貿易を禁止するとしながら、以前に取り消した品目を示していなかったとして、「9 月 15 日の前に輸出税還付を取り消した商品リスト」138 品目(税関商品分類 HS コード 8 桁)が添付されている。

これに対し、82号公告には、「加工貿易禁止類商品目録」が添付され、合わせて2005年12月に改定された「加工貿易禁止類商品目録」も農薬と石炭を除いて依然有効であるとしているが、139号通知で輸出還付を取り消された品目、および145号通知でそれ以前に取り消された品目のことは触れられていない。(2005年12月改定の「加工貿易菌類商品目録」は、「商務部、税関総署、国家環境保護総局公告2005年第105号」(2005年12月11日発布)で、これに記載される品目数は分類基準が異なるため不明ながら、HSコード10桁ベースでは1千前後に上ると思われる。)

これら3種類の目録を対比してみると、82号公告には139号通知で輸出還付が取り消された品目、および145号通知で以前に取り消された品目が含まれているが、すべてではない。139号通知の品目の中では、皮革製品、石材製品、セラミック・耐火製品が入っていない。これらはいずれも原材料であり、その原料を輸入してこれらを加工、輸出するということは考えられないため、あえて「加工貿易禁止類商品目録」に入れなかったものと思われるが、それ以外にも細かい品目でいくつか入っていないものがある。

この点は、145号通知の品目も同様だ。なお、145号通知の目録には、「紙、紙パルプ、板紙」があるが、82号公告には入っていない。広東省の一部地区では、段ボールの輸入が認められなくなったという報道があるが、これは税関が145号通知の目録を根拠にしたためではないかと思われる。(なお、正確には、輸入自体が認められないわけではなく、保税での輸入が認められないということと思われる。)

一方、82号公告では、139号通知および145号通知の目録にない、新たに追加された品目が含まれている。主なところでは、コバルト、ウランなどの貴金属鉱・精鉱、ステンレス半製品、一次形状の合金鋼、木製家具などがある。

さらに、加工貿易禁止と言いながら、例外が設けられている。木製家具やその他の木製品などは輸入材を使用する場合を除くとされ、銅・鉛・亜鉛(以上は合金を含む)・ニッケル・アルミ・錫などは「深加工結転」(中国内の加工貿易企業間の保税移送取引で、「転廠」とも言う)に使用するものを除くとされている。後者の品目は、139号通知の目録にも入っており、9月15日以降、一部地区では保税での輸入ができなくなっている模様だ。

82号公告が実施される11月22日以降、段ボールの保税輸入が認められるようになるのか、また、銅・鉛・亜鉛などは「深加工結転」であれば保税輸入が認められるのか。139号通知では、「加工貿易禁止類商品目録は商務部が関係部門と共に別に発布する」とされているので、今回の82号公告はこれに該当するものと思われるが、139号通知および145号通知で輸出還付が取り消された品目で、かつ、82号公告にない品目がはたして加工貿易を認められるのか、についてははっきりしない。

加工貿易の主管は商務部門と税関だが、両者の足並みが揃っていない(145号通知の発布機関には税関が入っているが商務部は入っていない)ことから、しばらくは現場での混乱が懸念される。各目録に記載される品目を原材料または製品として加工貿易を行う企業は、現地の主管商務部門と税関によく確認していただきたい。

なお、82号公告では、保税區や輸出加工区にも適用するが、ただし本公告が発布された11月1日より前に設立済みの企業を除く、とされている。11月1日以降に設立される企業に対してどのように適用するのかは分からないが、既存の企業は少なくとも加工貿易禁止の影響は受けないことになった。

(注)加工貿易が禁止となり、一般貿易として輸入し、輸出還付が取り消された品目を輸出する場合、原材料輸入時に輸入増値税を支払わなければならないが、さらに製品輸出時には国内販売とみなされて売上税が課税されるか、または納税額計算に含めなければならないとされる。(「国家税務総局の輸出貨物税還付(免除)の若干の問題に関する通知」国税発[2006]102号、2006年7月1日施行)  
したがって、加工貿易(進料加工)として輸入・輸出を行う場合に比べ、大幅な税負担増となる。ただし、その計算は、単純に輸出価格に税率を掛けるのではなく、いったん増値税部分を割り戻してから税率を掛ける。具体的には、次のとおり。

売上税額または納税額 = (輸出 FOB 価格 × 人民元為替レート) ÷ (1 + 17%) × 17%

## ●資源・エネルギー製品などの輸出入税の税率が調整される

11月1日から資源、エネルギーなど一部製品(HSコード7桁で168品目)に対する輸入税・輸出税の税率が変更された。これは、上記表中の国務院関税税則委員会の通知による。

輸入税の対象品目は税率が大幅に引き下げられ、輸出税の対象品目は新たに課税されたか、大幅に引き上げられもので、影響は大きい。特に、輸出税の対象品目は、増値税の輸出還付が取消となったものが多く、輸出企業にとってはさらに大きなコストアップとなる。

主な品目とその税率は、次のとおり。なお、具体的な品目・税率については、商務部のウェブサイト(下記)でご確認ください。 <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200610/20061003574858.html>

### 1. 輸入税の暫定税率

- ・コンピュータ用プリンター、繊維機械部品など7種の設備・部品:0~3%の
- ・石炭、石油精製品、酸化アルミなど26種の資源性製品:0~3%
- ・硝酸カリ、過リン酸カルシウムなど16種の化学肥料:1%
- ・尿素など3種の化学肥料:1%(関税割当暫定税率)
- ・牛皮、馬皮など6種のなめした皮:5~12%

### 2. 輸出税の暫定税率

- ・燐灰石、希土金属鉱、金属鉱砂など44種の鉱産物:10%
- ・石炭、コークス、原油など4種のエネルギー製品:5%
- ・銅、ニッケル、電解アルミなど11種の一次形状の非鉄金属:15%
- ・合金鉄、銑鉄、鉄のインゴットなど30種の一次形状の鉄鋼:10%
- ・希土化合物、木製板、使い捨て箸など21種の製品:10%

以上

(本誌シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

| 日付         | Open   | Range         | Close  | 前日比     | JPY<br>Close | 前日比    | HKD<br>Close | 前日比     | EUR<br>Close | 前日比     | 金利<br>(1wk) | 上海A株<br>指数 | 前日比   |
|------------|--------|---------------|--------|---------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|---------|-------------|------------|-------|
| 2006.10.30 | 7.8790 | 7.8737~7.8792 | 7.8738 | -0.0158 | 6.7042       | 0.0502 | 1.01304      | -0.0006 | 10.0250      | 0.0169  | 2.3800      | 1901.34    | 2.70  |
| 2006.10.31 | 7.8792 | 7.8768~7.8798 | 7.8790 | 0.0052  | 6.7045       | 0.0003 | 1.01310      | 0.0001  | 9.9950       | -0.0300 | 2.4000      | 1931.17    | 29.83 |
| 2006.11.01 | 7.8720 | 7.8718~7.8757 | 7.8724 | -0.0066 | 6.7255       | 0.0210 | 1.01214      | -0.0010 | 10.0375      | 0.0425  | 2.4700      | 1949.82    | 18.65 |
| 2006.11.02 | 7.8740 | 7.8730~7.8765 | 7.8735 | 0.0011  | 6.7180       | 0.0135 | 1.01234      | 0.0002  | 10.0400      | 0.0025  | 2.4850      | 1945.03    | -4.79 |
| 2006.11.03 | 7.8721 | 7.8706~7.8732 | 7.8716 | -0.0019 | 6.7210       | 0.0030 | -            | -       | 10.0528      | 0.0128  | 2.4200      | 1960.84    | 15.81 |

## トピックス

### 【10月30日】

- ポールソン米財務長官は27日、強い人民元が米国、世界経済および中国にとって利益になるとの見解を示した。
- 樊綱 中銀金融政策委員会委員は29日、景気減速基調がみられることを理由に、追加的な景気抑制策は当面必要ないとの見解を示した。また、外貨準備の拡大や人民元相場の上昇圧力を抑える方法として、出稼ぎ労働者向け雇用保険料の引き上げや国内企業の海外上場抑制を提言した。
- 中銀は発表した金融システムの安定に関する2回目の報告書の中で、人民元制度の改革を推進し、為替相場を一段と市場に委ねるとともに、金利の自由化を進めていくとの見解を示した。また、海外の投資家に対し、適切な場合には国内金融機関への出資比率の拡大を容認すべきであるとする一方、中国は金融機関に対する全般的な支配権を手放すつもりはないとして、国内経済の安全性を確保するため、主要金融機関に対する監督を強化していく方針も示した。その他、「中国は依然として過剰投資などの深刻な経済不均衡に直面している」「不均衡が流動性を高めており潜在的なインフレ圧力に直面している」「世界的不均衡の調整が、中国の輸出と経済成長を阻害する可能性がある」「原油と資源価格の変動が、中国のインフレを加速させ経済の健全性を損なう可能性がある」との見解を示した

### 【10月31日】

- 香港メディアは、国家社会保障基金(NSSF)は、リスク分散のため、香港株式市場に上場している中国企業株(H株)の売却を進める計画であると報じた。
- 米中経済安全保障関係係討委員会、30日に議会に提出した4回目の年次レポートで、中国の通商と為替慣行が不当であるとして、世界貿易機関(WTO)に提訴するよう米議会はブッシュ政権に圧力を強めるべきだとした。
- スティーブ・ダナウェイIMF中国調査団団長は人民元相場について上昇ペースは加速したとはいえ依然として遅すぎるとの見解を示した。

### 【11月1日】

- 樊綱 中銀金融政策委員会委員は、政策当局者は景気過熱の可能性に警戒を続けているとした他、生産能力過剰問題は2007年に緩和するとの見通しを明らかにした。また、貿易黒字は2007年に減少する可能性があるとの見解を示した。

### 【11月2日】

- IMFのレポートによると、中国の政策担当者らは、5月に終えたIMFとの年次協議で、人民元相場が急騰すれば雇用や銀行システムに深刻な影響を与えかねないため、通貨制度改革は慎重に進める必要があるとの見解を示した。
- 蘇寧 中銀副総裁は、経済会議で講演し、中銀は引き締め措置によって中国の経済成長を減速させることに既に成功しているが、固定資産投資が再び増勢に転じるリスクはあるとの考えを示した。また、同副総裁は、与信の伸びを抑制するため、人民銀行が引き続き公開市場操作などを含めた一連の措置を講じていくと声明した。

## RMB レビュー&アウトLOOK

- 30日、為替制度変更後初となる7.87台で寄り付いた後も人民元は高値圏での取引となり、3日には最高値となる7.8706を付けた。今週も拡大した外貨準備に対し急速な増加を懸念する発言が相次ぎ、国务院発展研究センターから増加を抑える為の制度改革の必要性が訴えられた他、中央銀行の樊綱 金融政策委員はこの解決策として一層の資本流出を促す事を挙げている。1日発表のIMFレポートで指摘されたとおり、政府が一層の為替の柔軟性を許容し、人民元を大幅に上昇させる事が必要となろう。また3日には過剰流動性の解消による景気抑制を狙い、今年3度目となる銀行の人民元預金準備率0.5%引き上げが発表されている。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。